

令和 7 年度第 1 回流山警察署協議会

1 開催日

令和 7 年 7 月 2 日（水曜日）

2 開催場所

流山警察署

3 出席者

・協議会委員 9 人 ・警察署 10 人

4 業務報告

- ・管内における犯罪の発生状況等について
- ・管内における交通事故等の発生状況等について

5 警察署からの諮問事項

速度取締指針について

6 委員からの要望・意見等

（1）【質問】

「流山市内の治安は回復しているが、余断ならない状況である」と生活安全課長から説明があった。説明を聞くと強盗や侵入盗などの犯罪は件数が減っているように見受けられるが、それでも治安上の懸念があるか。

【回答】

防犯上の観点からは、電話 d e 詐欺対策に力を入れています。電話 d e 詐欺については、実際に発生した詐欺被害だけでなく、被害の入り口となる不審な電話などの段階で相談をいただくことが多いですが、この電話に使われる国際電話への対策として、固定電話に限り国際電話からの着信をブロックできるサービスなどへの申し込みを積極的に広報しています。

また、侵入盗については件数こそ減っているものの、依然として発生自体はあることから、発生状況を分析して周辺のパトロールを強化することのほか、各種警察活動を通じて施錠の徹底を呼びかけたり、グッズ等を使用したキャンペーンを実施したりといった啓発活動により、地域での防犯意識を向上していただき、被害防止に取り組んでおります。

（2）【質問】

速度取締指針に「ゾーン 30 プラス」が入っていないように見受けられるがいか

がか。

【回答】

ゾーン30プラスも全域に含みます。

住宅街や生活道路でも、可搬式オービスを用いて取締りができるようになったので、現地で取締り実施可能かを本部交通部交通指導課と協議の上実施しますので、住民の方の意見要望や交通実態に即した取締活動を今後も実施していきます。

(3) 【質問】

市内では自動車よりも電動自転車、特に保育園送迎の電動自転車の交通マナーが非常に悪い。自転車の運転マナーについての指導啓発、取締り活動をお願いしたい。

【回答】

意見要望として受け止め、適切な指導を行っていききたいと思います。

(4) 【質問】

今後、署協議会を建設的なものとするために、署協議会委員に逆に求めることはあるのか

たとえば、それぞれのコミュニティでアンケートをとったり、統計をとったりして、具体的な数値として何かしらの意見などを提出するなどの方法があるが、いかが。

【回答】

管内住民として流山市に生活していて、率直に感じたことを申し出てほしい。

(5) 【質問】

中学校生の自転車乗車マナーが非常に悪いという声を方々から聞く。小学校などに対する交通安全教室は頻繁に開催していただいていると思うが、中学校に対しては実施しているのか。また中学校での開催を警察に依頼するよう、各校に働きかけをしてよいか。

【回答】

現状、小学校に対する開催に比べると中学校での開催は少ないものと記憶しています。

中学校生徒のマナー云々のほかにも、学校周辺の交通状況も要因としてあるかもしれないが、今後は中学校に対する開催も力をいれていきたいと思います。依頼があれば当署としても動きやすいので、各学校への働きかけもお願いしたいと思いま

す。

(6) 【質問】

不審者情報は、警察署からもメール配信をいただき、非常に助かっているが、警察署からのメール配信は、少なくとも私の周囲ではあまり認知されていない。現在のメール登録者数と、周知方法について教えていただきたい。

【回答】

5月末日現在における当署管内居住者の『ちば安全・安心メール』登録者数は約4千百人です（県内登録者数については約11万4千人）。

『ちば安全・安心メール』の周知に関しては、県警ホームページや当署が行っている自転車盗対策や電話d e詐欺対策などの各種キャンペーン時や各自治会などでの防犯講話、学校などでの安全教室などを通して広めているのが現状となります。

ちなみに、『ちば安全・安心メール』への登録は、携帯版県警のホームページに、『ちば安全・安心メール』というフォルダがあり、その指示に従って実施しますと簡単に登録ができます。

なお、当署が『ちば安全・安心メール』を発信しますと、流山市コミュニティ課が登録しているため、同じ内容を流山市が発信している公式LINEにおいても発信しています。

(7) 【質問】

学校内で起きた事件（盗難や暴力）について、警察が入ることはあるのか。また、どのような事件であれば関わるのか。学校内でも窃盗、暴行に該当すると思われる案件を耳にするので、できることなら学校だけでなく警察としても捜査に当たっていただきたい。

【回答】

学校内で起きた事件・トラブルについても基本的に学校側と連携して対処しています。

「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」（以下「学校・警察連絡制度」）に基づき、学校が

- ・児童生徒の非行及びこれらによる被害の未然防止等のため、警察署との連携が必要と認められる事案
- ・学校内外における児童生徒の犯罪被害の未然防止及び安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案

を把握した場合は、学校側から連絡が入る仕組みになっており、実際、学校側と連携してトラブルや事件の対処をしています。

ただし、学校側も事案が発生した際に第一次的に児童から聴取し把握した上で指導を行います。その際に、両保護者・当事者双方が謝罪に納得等し、警察への通報を拒否する場合がありますので、事案すべてが情報として入る訳ではありません。

【更問】

学校から警察に連絡が来なければ、警察は把握できないのか。

【回答】

保護者側からの通報により事案を認知することもあります。学校又は保護者の双方から情報を認知すると考えていただければと思います。

(8) 【要望】

先日、自分の携帯電話に警視庁を名乗る不審な電話があった。自分はこのような電話を受けたことがなかったので、最初は詐欺の電話と思わず対応してしまい、途中から詐欺の電話であると気がついた。このような詐欺の手口などについて、地元広報誌やSNSなどを活用し、市民が受動的に情報を共有できる仕組みがあると望ましいと考える。例としては、市の公式LINEの活用、Xを活用した情報発信、地域インフルエンサーとのコラボがあげられる。警察のホームページなどで紹介はされているのかもしれないが、現状では市民が能動的に情報を取りに行かないといけないので、リテラシーによって情報格差がついてしまうと感じる。

【回答】

流山警察署としての情報発信は『ちば安全・安心メール』にて発信し、これを受信した流山市コミュニティ課が市のLINEに同内容を発信しています。

発信については

電話d e詐欺などの不審電話が多数架電されている

不審者が徘徊している

危険動物が出没している

などの情報を発信し、市民の皆様へ広報しています。

Xについては、県警のXがあり、そこでは県内全域の情報になりますが情報発信しております。当署においては未だアカウントを作成しておりません。今後は検討する状況です。

インフルエンサーに関しては、その方の身分的なもの、つまり、情報を悪用しない方なのか、また、こちらが依頼した際にすぐに発信が可能なのか、また、予算的なもの

のなどの問題から現状難しいものと思われます。

【更問】

流山警察署独自のホームページ等、情報発信媒体はあるのか。

【回答】

警察署によっては、X（旧ツイッター）のアカウントを保有していたり、Instagramでの発信を実施していたりする署もあります。ホームページ、X、インスタは基本的に県警本部が管理する県警としてのものがありますので、当署ではそこから情報を発信しています。

【更問】

安全・安心メールの登録者を増やしたり、他の媒体を活用した広報の実施は検討しているか。

【回答】

予算や人員等の状況を鑑み、現状では安全・安心メールと市役所情報コミュニティ課のLINEとのタイアップによる情報発信を継続する予定です。

(9) 【情報提供】

情報提供として、眺望の丘付近の利根運河に飛び石橋を設置中。近隣の子供達の動行の注視が必要かもしれないと、補導員から話題が出た。

【回答】

当該遊具を建設中であることは把握しています。

規格、仕様、安全性等については市の主管課（流山市土木部河川課）にお問い合わせください。

(10) 【質問】

学校、役所、公共施設等に爆破予告のメールなどが度々きているが、これらの犯人（容疑者）の検挙についての情報があまり届かない。（検挙の情報を出すことで、新たな犯罪の抑止力になり得るか定かではないが）そういった情報はどこに掲載されているか周知していただきたい。

【回答】

まず、学校や役所、公共機関に対する爆破予告メールに関してですが、同種事案の捜査は本部関係部署において捜査している状況になります。

ただ、被疑者らが外国のサーバを利用していることが多く、したがってその発信元を特定するのに困難であるため容易でないものと思われます。

報道発表については各種事案と比較検討し、対応しています。同種事案すべてを報道することで模倣犯を生みさらなる被害の増加も懸念されることなども含めての検討となりますので、一概にすべてを発表するものでもありませんが、報道発表する場合は、テレビや新聞、ネット等で報道されるものと思われます。

【更問】

実際に検挙した情報や検挙率といった数字は公表されないのか。

【回答】

「爆破予告」という罪名はなく、罪名として「業務妨害」「企業脅迫」となる。このような罪名で統計上の数字は出るが、「爆破予告」としての統計は基本的にありません。

【更問】

爆破予告のような犯罪を抑止することについて、何か考えていることはありますか。

【回答】

全国的に波及する影響が大きい事案であるので、個別の事案に迅速に対処し、必要な措置を講じさせていただきたいと思います。

(11) 【要望】

江戸川台郵便局前交差点の信号様式の変更について、変更内容の具体的な事前案内をどのように行ったか教えてほしい（付近の立て看板に「様式変更予定」と簡単な記載があり、「詳細がわからない」という話を何度か聞いた）。

【回答】

当該交差点は、江戸川台の南方直近に位置する歩車分離式信号の十字路交差点であり、令和7年3月13日から信号表示サイクルを一部変更しています。

変更前は、信号のサイクルは、①「車両」⇒②「歩行者」⇒③「車両」の順でありましたが、交通流の変化に伴い、①のタイミングで交差点に進入した車両が、なかなか右折できず交差点内に取り残され、その結果、歩行者信号が青になった②のタイミングで交差点を右折し、右折先の横断歩行者（特に登校中の小学生）と接触しそうになるといった問題が指摘されるようになりました。そこで、サイクルを①「車両」⇒②「車両」⇒③「歩行者」の順に変更し、この問題に対処しました。

ご指摘の「事前案内」については、地域住民に対する配慮に欠けていたと考えています。

案内看板で詳細な内容を掲示することも検討しましたが、本部に確認したところ工

事に伴う案内看板は工事受注業者によって任意に設置されるものであり、案内看板は千葉県警察本部の発注に含まれていないとのことですので、看板の内容について警察が指示することはできないとのことでした。

今後は、流山警察署のホームページに変更内容等を掲載することで、地域住民の方々への周知を図りたいと考えています。

(12) 【要望】

おおたかの森小学校・小山小学校前の歩車分離式信号導入による弊害改善（歩行者の横断時間が短く、車両も渋滞する）。

【回答】

おおたかの森小・中学校前交差点と小山小学校入口交差点は、いずれも小学生の通学路となっている交差点であり、学校関係者等の要望により、おおたかの森小の交差点は令和5年1月から、小山小の交差点は令和5年7月から歩車分離式信号を運用しています。

横断歩行者と車両が関係する交通事故を防止する観点からは、歩車分離式はとても有効であり、導入後は、いずれの交差点においても車と歩行者が関係する人身事故は発生していません。

一方で、これら交差点及びその付近の道路では、歩車分離式による信号待ち時間の増長により、慢性的な渋滞が発生していることも承知しております。

歩車分離式の構造上、車両も歩行者も信号待ちの時間が長くなることは避けられませんが、信号の待ち時間が長すぎると、無理な走行、横断歩道のない場所での横断（いわゆる乱横断）が発生する危険性があるため、運用にあたっては、交通量等の現地調査を繰り返し、時間、曜日ごとに信号表示のタイミングを変える等、「交通の安全と円滑」を念頭に細心の注意を払って調整を行っています。

なお、おおたかの森小・中学校前交差点においては、先日（6月30日）、信号サイクルが一部変更され、流山街道方向から進行してきた車両による右折待ち渋滞の緩和のため、同方向からの青信号の時間を数秒延長する時差式を採用しました。

将来的には、通学児童の減少や通学路の変更、商業施設等の移転や道路改良に伴う交通流の変移によって、現行のサイクルを見直したり、歩車分離式を撤廃することとも考えられるが、現状は、児童数千人を超える小学校の通学路であり、前述のとおり歩行者保護を目的とした本規制の効果が現れていることから、現運用方法は妥当と考えています。

ご不便をお掛けしていることは承知しているがご理解いただきたいと思います。

【更問】

市内の商業施設周辺で、歩車分離式信号が設置されている場所があるが、通勤・通学時間帯以外では歩行者の青信号を押しボタン式などにできないだろうか。

商業施設周辺では複数の信号機の信号サイクルが噛み合わず、慢性的な渋滞が発生している。

【回答】

信号サイクルの決定については、現地での交通量を調査した後、慎重に検討を重ねて実施していく必要があります。

ただ、流山市では人口が爆発的に増加しており、信号設置時から交通状況が変わっている場所もあるので、住民の方からいただいた要望を元に、各所の点検・見直しを進めて参りたいと考えています。

(13) 【質問】

電動自転車（主として）のマナーの悪さ（横断歩道の斜め横断）に対する対策は、どのように行っているのか。

【回答】

流山警察署では、自転車の通行量が多く、自転車の関係する交通事故が発生している『江戸川台東地区』及び『南流山1丁目、2丁目地区』を「自転車指導啓発重点地区・路線」に指定した上、同エリアを重点に取り締まりを行っています。

具体的には、遮断踏切への立ち入りなど危険性・迷惑性の高い違反や、一時不停止など事故に直結する違反については即時検挙（いわゆる赤切符処理）とし、そうではない違反についても、イエローカードを交付し、当該行為が道路交通法違反になることを指導するなどして、青切符導入に向けた啓発活動を行っています。

また、千葉県交通安全県民運動基本方針に基づき、「自転車安全の日」である毎月15日には市や関係団体とともに自転車利用者の多い駅前や大型商業施設等においてパンフレットを頒布したり、交通安全講話や交通安全運動などの機会に、自転車ルールとマナーを呼びかける啓発活動も行っています。

(14) 【要望】

令和8年4月から開始される自転車の青切符の導入に際して、市では積極的な情報発信や啓発活動を行う予定である。つきましては、啓発へのご協力を頂くとともに、自転車トラブルの多発箇所等での取り締まり実施を求める。

【回答】

前述のとおり、「自転車指導啓発重点地区・路線」を重点的に指導取締りを実施します。

また、市には平素より自転車マナー向上に向けた啓発活動にご協力いただいておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

(15) 【要望】

横断歩道など規制に係る路面標示や標識の補修について、市へ要望が多く寄せられておりその都度、交通課へ情報提供を行っている。問い合わせが多いため補修時期や新規の規制開始時期などの情報共有をお願いしたい。

【回答】

日頃から路面標示の摩耗等について情報提供をいただきありがとうございます。

外側線や「交差点注意」等の路面標示については、市道であれば市が、国道であれば国土交通省などの道路管理者が管理し、横断歩道、停止線、「止まれ」などの規制標示や指示標示は公安委員会、つまり警察が管理しているが、住民には、どちらが管理しているのかが分かり難いため、警察が管理すべき標示について市に問い合わせ等があったり、市が管理する標示について警察に通報が入ることもあります。

このようなことから、警察と道路管理者では、それぞれが把握した情報や要望等を速やかに共有し、適切に対応できるよう連携しています。今後ともご協力願いたいと思います。

ご要望の「補修時期や新規の規制開始時期などの情報共有」については、今後、係から事前に情報共有させていただくことで調整したいと思います。

(16) 【要望】

市内では依然として区画整理・再開発の工事が進んでおり、県外ナンバーの車両も多数出入りしている。特に工事業者の車両などは駐車マナーも悪く、トラブルや口論になるという話も聞く。このような悪質な運転者などが増えれば、割れ窓理論のように、住民の体感治安は徐々に悪化していくだけでなく、実際に治安が悪化することが懸念される。警察署として、治安の維持・交通環境の整備について、どのような方針で臨まれているのか。何か具体的に講じている対策などがあれば、お聞かせ願いたい。

【回答】

道路使用や大型通行許可の申請を受理するにあたっては、交通の安全と円滑に支障を生じさせないよう、駐車方法、通行方法、誘導方法等について厳正に審査することはもとより、許可に際しては、現場の状況に則した条件を付し、書面及び口頭で具体

的な指導をおこなっているほか、条件違反等を認知した際は厳正に対処しています。

引き続き厳正な審査と指導に努めたいと思います。

また、飲酒運転など悪質なドライバーを流山市内に入らせない対策として、流山警察署では、柏警察署、松戸警察署、松戸東警察署、野田警察署といった流山市と接する地域を管轄する周辺署と連携し、市境における警察署合同検問を毎月実施しています。

(17) 【提言】

情報提供として、西初石4丁目の十字路において、自動車事故が多発しており心配である、と、補導員から話題が出た。

【回答】

当該十字路交差点は、西初石の住宅密集地を南北に走る市道と、西初石中学校前の住宅街を東西に走る市道とが交わる押しボタン式信号が設置された交差点であり、東西市道側には一時停止の交通規制がなされています。

当該交差点における交通事故の発生状況は、人身事故が過去5年で1件、物損事故が過去3年（文書保存3年）で4件発生しています。

また、発生時間帯は、平日の午前7時、午前9時、午前10時、午後1時、午後5時台と、交通量が多い通勤通学時間帯に集中しています。

事故発生の原因となり得るような道路構造上の問題点は認められないが、当該交差点に限らず、南北市道上に存在する信号機のない交差点において同様の事故が散見されるほか、先月には同交差点から約400メートル北進した同一路線上において、横断歩行者と乗用車の関係する交通死亡事故も発生しているため、警察としては、この西初石地区に点在するいくつかの交差点を「取締り重点箇所」に指定し、ドライバーに警察官の姿を見せることで、運転に集中させる取り組みを強化していきたいと考えています。

7 答申等に対する措置結果

なし